

スチューデントcommons 利用申請書

龍谷大学 学修支援・教育開発センター長 様

「スチューデントcommons利用要項」(裏面参照)に則り、以下のとおり、スチューデントcommonsの施設利用を申し込みます。

申請日 年 月 日

利用希望日時	年 月 日 () : ~ :		
	※スポット利用の申請のみ可能です。数日にわたる継続的・定期的な利用申請はできません。		
事前準備日時	※必要な場合記入 年 月 日 () : ~ :		
申請者氏名		申請者所属	
職員番号/学籍番号		予定利用者数	
申請者連絡先	電話	E-mail	
利用希望エリア	<input type="checkbox"/> アクティビティホール <input type="checkbox"/> コラボレーションエリア <input type="checkbox"/> クリエイティブエリア ※コラボレーションエリアとクリエイティブエリアは、通常利用者優先のため、部分利用を原則とします。事前にご相談ください。		
利用目的	※利用要項第2条に則り、学生の学修活動について具体的に説明してください。 ※主催者、内容、タイムテーブル、使用機材、持込物、レイアウト図を記載してください(別添可)。		
学外参加者	※利用要項第3条に則り、利用者は学内者が優先されますので、学外者の利用については、センター長の許可が必要になります。		
<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (右欄記入)	(学外) 代表者氏名:		所属:
			学外者数:
	責任者氏名:	所属:	
	※利用時に常時同席できる本学教職員を責任者としてください。		

※申請書は利用希望日の10日前までに学修支援・教育開発センターに提出してください。

※利用の可否については、申請書を確認して、後日お知らせします。

※利用エリアの机・椅子等のレイアウト変更・原状回復は、申請者の責任のもと行っていただきます。

※授業期間中や試験期間中、開室日・開室時間外の利用には制限があります。事前にご相談ください。

.....
学修支援・教育開発センター使用欄

利用の可否 (可/否)

申請者への結果報告

予約処理

センター長	部長	課長	受付者

スチューデントコモンズ利用要項

制定 平成 27 年 2 月 26 日

(目的)

第 1 条 本要項は、第 3 条に規定する利用者に対し、深草学舎及び瀬田学舎に設置するスチューデントコモンズの利用について必要な事項を定める。

(利用の原則)

第 2 条 スチューデントコモンズは、「学生による『学び』の創造と交流の空間」というコンセプトの下に設置された、学生の主体的な学修活動を支援するための施設として利用することを原則とする。

(利用者)

第 3 条 スチューデントコモンズを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学学生（本学短期大学部生を含む）
- (2) 本学教職員
- (3) その他学修支援・教育開発センター長（以下「センター長」という。）が認めた者

(利用手続)

第 4 条 スチューデントコモンズを利用する者は、支援毎に定められた手続を経なければならない。

(開室日及び時間)

第 5 条 予め定められた開室日・時間内において、施設及び各種支援を利用することができる。

2 スチューデントコモンズの開室日・時間（学則に定める休業日を含む）は、別に定める。

(遵守事項)

第 6 条 スチューデントコモンズの利用にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 第 2 条に定める目的で利用すること
- (2) 指定されたエリア以外で飲食しないこと
- (3) 周囲の学修の妨げとなる行為をしないこと
- (4) その他センター長が必要と認める事項

(利用停止)

第 7 条 センター長は、この要項に違反し、スチューデントコモンズの運営に支障を与え

た者に対し、期間を定めて利用を停止する場合がある。

(雑則)

第 8 条 この要項に定めるもののほか、スチューデントコモンズの利用に関する必要な事項は、センター長がこれを定める。

(事務)

第 9 条 この要項に関する事務は、教学企画部が行う。

(改廃)

第 10 条 この要項の改廃は、学修支援・教育開発センター会議の議を経て、部局長会において決定する。

付 則

- 1 この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、瀬田学舎のスチューデントコモンズについては、開設日から適用する。